

平成29年度事業計画書

I 事業計画書

基本方針

本県の沿岸漁業の安定的発展と生産の増大を図るためには、栽培漁業を軸としたつくり育てる漁業を展開し、計画的に生産する漁業を確立することが必要である。特に沿岸漁業を取り巻く厳しい環境の中で、各海域に適した水産資源の増大を目指す栽培漁業の積極的な推進が大きく期待されている中で、栽培漁業の推進母体として当基金の果たす役割の大きさを認識し、超低金利時代に対処して、関係漁業協同組合の協力と愛媛県の特段の配慮を得て、推進活動事業及び種苗放流事業を一層効率的に実施する。

また、基本財産利息収入及び一般財団法人中央漁業操業安全協会からの給付金を財源として、海難予防用設備等設置事業、海上交通安全事業及び海浜清掃等助成事業を実施すると共に、漁業操業中に発生した衝突等による漁船海難事故については、救済事業を実施する。

1. 推進活動事業

1) 放流効果調査事業

放流効果については、各地先及び海域全体における継続的な放流効果の把握に努める必要があるため、以下の事業を実施する。

(1) キジハタ・クルマエビの追跡調査（魚市場日誌調査）

6 漁協魚市場における日別、銘柄別のキジハタ・クルマエビ水揚尾数の記帳を依頼する。

(2) 新たな魚種・効果的な放流手法の検討

新たな魚種・効果的な放流手法を検討するため、大型サイズのクルマエビの一括拠点放流を実施する。

2) 普及啓発事業

栽培漁業を計画的かつ効率的に推進すると共に、知識の普及と意識の高揚を図るために、以下の事業を実施する。

(1) ブロック栽培漁業推進協議会

「つくり育てる漁業」への意識向上を図ると共に、種苗の配布、放流計画等について県下5ブロックにおいて協議する。

(2) 栽培漁業技術研修会

中間育成及び放流技術の向上を図るため、漁業者、漁協職員、市町担当者等を対象に、研修会を実施する。

2. 種苗放流事業

マダイ、キジハタ、ヒラメ及びクルマエビの種苗を県の水産研究センター及び栽培資源研究所から受入れ、種苗放流を実施すると共に、種苗放流による資源造成推進事業として、トラフグ及びサワラの中間育成・放流を実施する。

種苗放流事業計画は以下のとおりである。

平成29年度種苗放流事業計画

(単位:尾・mm)

魚種	事項 ブロック名	中間育成		放流		歩留目標
		数量	サイズ	数量	サイズ	
マダイ	今治・越智	60,000	80	60,000	80	100.0%
	伊予灘	18,000	80	18,000	80	100.0%
	八幡浜	6,000	80	6,000	80	100.0%
	宇和海	6,000	80	6,000	80	100.0%
	計	90,000	80	90,000	80	100.0%
キジハタ	燧灘東部	2,000	80	2,000	80	100.0%
	今治・越智	20,000	80	20,000	80	100.0%
	伊予灘	18,000	80	18,000	80	100.0%
	八幡浜	1,050	80	1,050	80	100.0%
	計	41,050	80	41,050	80	100.0%
ヒラメ	燧灘東部	11,700	80	11,700	80	100.0%
	今治・越智	106,600	80	106,600	80	100.0%
	伊予灘	4,200	80	4,200	80	100.0%
	八幡浜	30,000	80	30,000	80	100.0%
	宇和海	44,000	80	44,000	80	100.0%
計	196,500	80	196,500	80	100.0%	
クルマエビ	燧灘東部	500,000	35	500,000	35	100.0%
	今治・越智	150,000	35	150,000	35	100.0%
	八幡浜	50,000	35	50,000	35	100.0%
	宇和海	50,000	35	50,000	35	100.0%
	計	750,000	35	750,000	35	100.0%
トラフグ	燧灘東部	40,000	70	40,000	70	100.0%
	計	40,000	70	40,000	70	100.0%
サワラ	今治・越智	20,000	40	14,000	70	70.0%
	計	20,000	40	14,000	70	70.0%

3. 一般事業

1) 海難予防用設備等設置事業

漁業操業中の事故により、漁業者の生命を守るため、救命胴衣(ライフジャケット)を配布する。

事業費 3,135,000 円

救命胴衣(ライフジャケット) 2 海域(208着) 3,135,000 円

2) 海上交通安全事業

船舶交通の特に輻輳する来島海峡及び釣島水道の周辺海域における漁業操業と海上交通の安全の確保を図るため、現場指導を行う。

事業費 1,400,000 円

海上交通安全現場指導

1 隻70千円×延10日×2海域=1,400,000 円

3) 海浜清掃等助成事業

海上交通安全法適用海域において、愛媛県青年漁業者連絡協議会及び愛媛県漁協女性部連合会が実施する海浜清掃事業に対し、その費用の一部を助成する。

事業費 400,000 円

愛媛県青年漁業者連絡協議会 200,000 円

愛媛県漁協女性部連合会 200,000 円

4. 救済事業

海上交通安全法適用海域において、漁業操業中に発生した衝突等による漁船海難事故を救済するため、次のとおり救済事業を実施する。

内 訳	件 数	給 付 金 額	摘 要
遭難漁船遺族救済事業	1	¥300,000	
遭難漁船乗組員等救済事業	1	¥250,000	
遭難漁船救済事業	1	¥150,000	
計	3	¥700,000	